

広島市告示第611号

平成26年12月9日

広島市市営稲荷町第二駐車場及び広島市市営稲荷町第三駐車場の廃止並びに広島市市営稲荷町第一駐車場の一部を廃止するため、広島市市営駐車場条例（昭和45年広島市条例13号）第2条の規定に基づき、次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

1 廃止する駐車場

駐車場名	位置	駐車規模
広島市市営稲荷町第二駐車場	広島市南区稲荷町	駐車台数 17台
広島市市営稲荷町第三駐車場	広島市南区稲荷町	駐車台数 14台

2 一部廃止する駐車場

駐車場名	位置	駐車規模
広島市市営稲荷町第一駐車場	広島市南区稲荷町	駐車台数 23台

3 廃止する日

平成27年1月13日



広島市告示第612号

平成26年12月9日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条又は第11条の規定に基づき保管している自転車等について、所有権を取得したので告示します。

なお、関係台帳は、広島市道路交通局自転車都市づくり推進課において閲覧に供します。

広島市長 松井一實



広島市告示第613号

平成26年12月10日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 アルク井口明神店
- (2) 所在地 広島市西区井口明神一丁目10番131ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社NTT西日本アセット・プランニング
代表取締役 永見 信之
大阪市中央区今橋二丁目5番8号

3 変更事項

大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) (仮称) アルク井口明神店

広島市西区井口明神一丁目10番131ほか

(変更後) アルク井口明神店

広島市西区井口明神一丁目10番131ほか

4 変更年月日

平成26年11月27日

5 届出年月日

平成26年11月27日

6 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
- (2) 広島市西区福島町二丁目2番1号
広島市西区役所市民部政調課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

平成26年12月10日から平成27年4月10日まで。

ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び平成26年12月29日から平成27年1月3日までを除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限 平成27年4月10日
- (2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課



広島市告示第614号

平成26年12月10日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項が準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 万惣五日市利松店
所在地 広島市佐伯区利松一丁目891番地ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社万惣
代表取締役 山本 誠
広島市佐伯区石内上一丁目8番1号

3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
(変更前)

名称	所在地	変更年月日・理由
万惣利松店	広島市佐伯区石内上一丁目891番地 外	

(変更後)

名称	所在地	変更年月日・理由
万惣五日市利松店	広島市佐伯区石内上一丁目891番地 外	平成26年11月28日名称変更

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者	住所	変更年月日・理由
株式会社万惣	代表取締役 山本 誠	広島市佐伯区石内上一丁目8番1号	
セガミメディクス株式会社	代表取締役 瀬上 修	大阪市中央区南船場二丁目7番30号	

(変更後)

名称	代表者	住所	変更年月日・理由
株式会社万惣	代表取締役 山本 誠	広島市佐伯区石内上一丁目8番1号	
株式会社ココカラファインヘルスケア	代表取締役 石橋 一郎	横浜市港北区新横浜三丁目17番6号	・平成22年10月1日代表者変更 ・平成25年4月1日吸収合併、商号変更、代表者・本店所在地変更 ・平成26年4月1日代表者変更

- 4 変更年月日

上記3のとおり。

- 5 届出年月日

平成26年11月28日

- 6 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
(2) 広島市佐伯区海老園二丁目5番28号
広島市佐伯区役所市民部政調整課

- 7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

- (1) 縦覧期間

平成26年12月10日から平成27年4月10日まで
(ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び平成26年12月29日から平成27年1月3日までを除く。)

- (2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

- 8 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

- 9 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限 平成27年4月10日

- (2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

~~~~~  
**広島市告示第615号**

平成26年12月11日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

広島市佐伯区五日市町大字石内字大影の6502番1, 6503番4, 6504番2, 6504番3, 6504番4, 6505番1, 6505番4, 6506番1, 6506番3, 6506番4, 6506番6

- 2 開発面積

2,304.40㎡

- 3 許可を受けた者の住所及び氏名

広島市西区己斐上四丁目31番2号1F

株式会社前正ホーム

代表取締役 前本 光央

- 4 検査済証交付年月日

平成26年12月11日

~~~~~  
広島市告示第616号

平成26年12月11日

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 フレスタ宇品

(2) 所在地 広島市南区宇品西六丁目1372番外

2 大規模小売店舗を設置する者
株式会社フレスタ
代表取締役 宗兼 邦生
広島市西区横川町三丁目2番36号

3 変更事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 別紙のとおり。
(変更後) 別紙のとおり。

4 変更年月日
別紙のとおり。

5 届出年月日
平成26年11月12日

6 届出書の縦覧場所
(1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
(2) 広島市南区皆実町一丁目5番44号
広島市南区役所市民部政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
(1) 縦覧期間
平成26年12月11日から平成27年4月13日まで。
ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び平成26年12月29日から平成27年1月3日までを除く。
(2) 縦覧のできる時間帯
午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出
大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先
(1) 提出期限 平成27年4月13日
(2) 提出先
〒730-8586
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課

別紙 略

広島市告示第617号

平成26年12月11日

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(1) 名称 フレスタ横川店
(2) 所在地 広島市西区横川町三丁目2番15ほか

2 大規模小売店舗を設置する者
株式会社フレスタ
代表取締役 宗兼 邦生
広島市西区横川町三丁目2番36号

3 変更事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 別紙のとおり。
(変更後) 別紙のとおり。

4 変更年月日
別紙のとおり。

5 届出年月日
平成26年11月12日

6 届出書の縦覧場所
(1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
(2) 広島市西区福島町二丁目2番1号
広島市西区役所市民部政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
(1) 縦覧期間
平成26年12月11日から平成27年4月13日まで。
ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び平成26年12月29日から平成27年1月3日までを除く。
(2) 縦覧のできる時間帯
午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出
大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先
(1) 提出期限 平成27年4月13日
(2) 提出先
〒730-8586
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課

別紙 略

広島市告示第618号

平成26年12月11日

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 アーバス東千田
- (2) 所在地 広島市中区東千田町一丁目1番57

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社NIPPPO
 代表取締役 岩田 裕美
 東京都中央区京橋一丁目19番11号

3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者	住所
株式会社NIPPPO	代表取締役 水島 和紀	東京都中央区京橋一丁目19番11号

(変更後)

名称	代表者	住所
株式会社NIPPPO	代表取締役 岩田 裕美	東京都中央区京橋一丁目19番11号

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 別紙のとおり。

(変更後) 別紙のとおり。

4 変更年月日

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成26年6月24日

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

別紙のとおり。

5 届出年月日

平成26年11月12日

6 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
- (2) 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号
広島市中区役所市民部政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

平成26年12月11日から平成27年4月13日まで。
 ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び平成26年12月29日から平成27年1月3日までを除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持の

ために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べるすることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限 平成27年4月13日

(2) 提出先

〒730-8586
 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
 広島市経済観光局産業振興部商業振興課

別紙 略

広島市告示第619号

平成26年12月16日

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第2項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

施術者	施術所		業務の種類	廃止年月日
	名称	所在地		
米田佳奈 恵文 田早 織	ゆたか鍼灸整骨院	広島市西区中広町二丁目20-10	はり・きゅう	平成26年9月30日

広島市告示第620号

平成26年12月16日

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

施術者	施術所		業務の種類	指定年月日
	名称	所在地 (出張專業の場合は施術者の住所)		
田中裕稔 与名幸一郎	アコー訪問マッサージ治療院	広島市東区戸坂中町1-11	あん摩・マッサージ	平成26年11月7日
十川和幸	鍼・マッサージ 和ごこち	広島市南区段原三丁目3-9	あん摩・マッサージ	平成26年11月1日

十川和幸	鍼・マッサージ 和ごこち	広島市南区段原三丁目3-9	はり・きゅう	平成26年11月1日
米田佳奈 恵、文 田早織	ゆたか鍼灸 整骨院	広島市西区中広町二丁目20-10	はり・きゅう	平成26年10月1日
本田弘	本田接骨院	広島市安佐南区長束二丁目19-8	柔道整復	平成26年11月17日
赤瀬修	— (出張 専業)	広島市安佐南区長束五丁目11-6	あん摩・マッサージ	平成26年11月14日
濱野裕希	パンダ接骨鍼灸院	広島市安佐南区緑井三丁目2-3-102	はり・きゅう	平成26年11月1日

広島市告示第621号

平成26年12月18日

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次の市道の路線を廃止します。

その関係図面は、平成26年12月18日から平成27年1月7日まで広島市道路交通局道路管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

整理番号	路線名	起 点	
		終 点	
16880	東3区 136号線	東区矢賀新町五丁目317番地3地先	
		東区矢賀新町五丁目302番地1地先	
16881	東3区 137号線	東区矢賀新町五丁目283番地1地先	
		東区矢賀新町五丁目258番地1地先	
16882	東3区 143号線	東区矢賀新町五丁目377番地3地先	
		東区矢賀新町一丁目8番地3地先	
16883	東3区 145号線	東区矢賀新町五丁目375番地14地先	
		東区矢賀新町一丁目80番地4地先	
16884	東3区 146号線	東区矢賀新町五丁目377番地10地先	
		東区矢賀新町一丁目20番地3地先	
16885	東3区 255号線	東区矢賀新町五丁目377番地15地先	
		東区矢賀新町五丁目317番地3地先	
16886	南1区 41号線	南区大州四丁目385番地8地先	
		南区大州二丁目49番地1地先	
16887	南1区 61号線	南区大州四丁目365番地1地先	
		南区大州四丁目385番地8地先	
16888	南1区 62号線	南区大州四丁目479番地3地先	
		南区大州四丁目407番地8地先	
16889	南1区 63号線	南区大州四丁目408番地2地先	
		南区大州四丁目389番地1地先	
16890	南1区 93号線	南区大州五丁目410番地1地先	
		南区大州五丁目468番地6地先	
16891	安佐南4区 801号線	安佐南区沼田町大字伴字小野原9236番地3地先	
		安佐南区沼田町大字伴字小野原9236番地8地先	

広島市告示第622号

平成26年12月18日

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定します。

その関係図面は、平成26年12月18日から平成27年1月7日まで広島市道路交通局道路管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

整理番号	路線名	起 点	
		終 点	
16892	中3区 320号線	中区江波本町19番地1地先	
		中区江波本町19番地14地先	
16893	東2区 269号線	東区戸坂くるめ木一丁目2番地45地先	
		東区戸坂くるめ木一丁目2番地37地先	
16894	東2区 270号線	東区戸坂くるめ木一丁目43番地9地先	
		東区戸坂くるめ木一丁目43番地10地先	
16895	東3区 136号線	東区矢賀新町五丁目313番地1地先	
		東区矢賀新町五丁目302番地1地先	
16896	東3区 137号線	東区矢賀新町五丁目283番地1地先	
		東区矢賀新町五丁目264番地20地先	
16897	東3区 143号線	東区矢賀新町五丁目305番地4地先	
		東区矢賀新町五丁目292番地6地先	
16898	東3区 145号線	東区矢賀新町五丁目375番地14地先	
		南区東駅町317番地1地先	
16899	東3区 146号線	東区矢賀新町五丁目377番地10地先	
		東区矢賀新町五丁目310番地1地先	
16900	東3区 255号線	東区矢賀新町五丁目377番地9地先	
		東区矢賀新町五丁目325番地9地先	
16901	東3区 275号線	東区中山北町2637番地39地先	
		東区中山北町2637番地5地先	
16902	東3区 276号線	東区中山北町1339番地1地先	
		東区中山北町2637番地10地先	
16903	東3区 277号線	東区矢賀新町五丁目264番地28地先	
		東区矢賀新町一丁目6番地17地先	
16904	東3区 278号線	東区矢賀新町五丁目264番地20地先	
		東区矢賀新町一丁目80番地4地先	
16905	東3区 279号線	東区矢賀新町五丁目278番地5地先	
		東区矢賀新町一丁目20番地8地先	
16906	東3区 矢賀大州線	東区矢賀新町五丁目317番地3地先	
		東区矢賀新町五丁目256番地1地先	
16907	南1区 41号線	南区大州四丁目407番地5地先	
		南区大州二丁目49番地1地先	
16908	南1区 61号線	南区大州四丁目365番地1地先	
		南区大州四丁目385番地3地先	
16909	南1区 62号線	南区大州四丁目479番地3地先	
		南区大州四丁目407番地5地先	
16910	南1区 63号線	南区大州四丁目407番地2地先	
		南区大州四丁目389番地1地先	

16911	南 1 区 9 3 号線	南区大州五丁目461番地6地先
		南区大州五丁目463番地16地先
16912	南 1 区 矢賀大州線	南区大州五丁目461番地6地先
		南区東駅町317番地5地先
16913	西 4 区 5 1 5 号線	西区古江上一丁目684番地1地先
		西区古江上一丁目678番地18地先
16914	安佐南3区 8 2 7 号線	安佐南区東原三丁目200番地11地先
		安佐南区東原三丁目200番地11地先
16915	安佐南4区 8 0 1 号線	安佐南区沼田町大字伴字小野原9236番地3地先
		安佐南区沼田町大字伴字小野原9260番地14地先
16916	安佐北3区 9 6 5 号線	安佐北区亀山三丁目1292番地8地先
		安佐北区亀山三丁目1296番地1地先

広島市告示第623号

平成26年12月18日

道路の区域を次のように決定したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、告示します。

その関係図面は、平成26年12月18日から平成27年1月7日まで広島市道路交通局道路管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

道路の種類	路線名	敷地の幅員	敷地の延長
市道	中 3 区 3 2 0 号線	メートル 4.50	メートル 38.40
		） 8.90	
市道	東 2 区 2 6 9 号線	メートル 6.00	メートル 140.13
		） 15.00	
市道	東 2 区 2 7 0 号線	メートル 6.00	メートル 38.61
		） 14.00	
市道	東 3 区 1 3 6 号線	メートル 4.30	メートル 184.40
		） 5.00	
市道	東 3 区 1 3 7 号線	メートル 5.30	メートル 230.70
		） 12.50	
市道	東 3 区 1 4 3 号線	メートル 6.80	メートル 128.50
		） 12.70	
市道	東 3 区 1 4 5 号線	メートル 6.00	メートル 321.00
		） 19.60	
市道	東 3 区 1 4 6 号線	メートル 4.50	メートル 83.00
		） 10.00	

市道	東 3 区 2 5 5 号線	メートル 3.80	メートル 45.50
		） 9.00	
市道	東 3 区 2 7 5 号線	メートル 6.00	メートル 238.35
		） 13.00	
市道	東 3 区 2 7 6 号線	メートル 2.50	メートル 20.00
		）	
市道	東 3 区 2 7 7 号線	メートル 5.90	メートル 705.00
		） 17.10	
市道	東 3 区 2 7 8 号線	メートル 9.00	メートル 533.00
		） 13.30	
市道	東 3 区 2 7 9 号線	メートル 5.30	メートル 655.40
		） 14.80	
市道	東 3 区 矢賀大州線	メートル 24.50	メートル 222.00
		） 51.50	
市道	南 1 区 4 1 号線	メートル 3.60	メートル 1149.75
		） 15.80	
市道	南 1 区 6 1 号線	メートル 4.80	メートル 338.70
		） 25.40	
市道	南 1 区 6 2 号線	メートル 5.80	メートル 186.90
		） 27.40	
市道	南 1 区 6 3 号線	メートル 3.80	メートル 184.40
		） 13.50	
市道	南 1 区 9 3 号線	メートル 6.00	メートル 945.15
		） 21.80	
市道	南 1 区 矢賀大州線	メートル 12.80	メートル 485.80
		） 60.40	
市道	西 4 区 5 1 5 号線	メートル 4.10	メートル 115.17
		） 9.20	
市道	安佐南3区 8 2 7 号線	メートル 4.20	メートル 45.75
		） 7.25	
市道	安佐南4区 8 0 1 号線	メートル 6.00	メートル 192.20
		） 16.03	
市道	安佐北3区 9 6 5 号線	メートル 4.30	メートル 32.30
		） 6.70	

広島市告示第624号

平成26年12月18日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成26年12月18日から平成27年1月7日まで広島市道路交通局道路管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
市道	東3区 320号線	中区江波本町19番地1地先	平成26年 12月18日
		中区江波本町19番地14地先	
市道	東2区 269号線	東区戸坂くるめ木一丁目2番地4地先	平成26年 12月18日
		東区戸坂くるめ木一丁目2番地37地先	
市道	東2区 270号線	東区戸坂くるめ木一丁目43番地3地先	平成26年 12月18日
		東区戸坂くるめ木一丁目43番地10地先	
市道	東3区 136号線	東区矢賀新町五丁目313番地1地先	平成26年 12月18日
		東区矢賀新町五丁目302番地1地先	
市道	東3区 137号線	東区矢賀新町五丁目283番地1地先	平成26年 12月18日
		東区矢賀新町五丁目287番地1地先	
市道	東3区 143号線	東区矢賀新町五丁目305番地4地先	平成26年 12月18日
		東区矢賀新町五丁目292番地6地先	
市道	東3区 145号線	東区矢賀新町五丁目375番地14地先	平成26年 12月18日
		東区矢賀新町五丁目297番地1地先	
市道	東3区 146号線	東区矢賀新町五丁目377番地10地先	平成26年 12月18日
		東区矢賀新町五丁目310番地1地先	
市道	東3区 255号線	東区矢賀新町五丁目377番地9地先	平成26年 12月18日
		東区矢賀新町五丁目325番地9地先	
市道	東3区 275号線	東区中山北町2637番地39地先	平成26年 12月18日
		東区中山北町2637番地5地先	
市道	東3区 276号線	東区中山北町1339番地1地先	平成26年 12月18日
		東区中山北町2637番地10地先	
市道	東3区 277号線	東区矢賀新町五丁目264番地28地先	平成26年 12月18日
		東区矢賀新町一丁目6番地17地先	

市道	東3区 278号線	東区矢賀新町五丁目264番地20地先 東区矢賀新町一丁目80番地4地先	平成26年 12月18日
市道	東3区 279号線	東区矢賀新町五丁目278番地5地先 東区矢賀新町一丁目20番地8地先	平成26年 12月18日
市道	南1区 41号線	南区東駅町385番地5地先 南区大州二丁目49番地1地先	平成26年 12月18日
市道	南1区 61号線	南区大州四丁目365番地1地先 南区大州四丁目407番地6地先	平成26年 12月18日
市道	南1区 63号線	南区大州四丁目407番地2地先 南区大州四丁目395番地2地先	平成26年 12月18日
市道	南1区 93号線	南区大州五丁目461番地8地先 南区大州五丁目463番地16地先	平成26年 12月18日
市道	西4区 515号線	西区古江上一丁目684番地1地先 西区古江上一丁目678番地18地先	平成26年 12月18日
市道	安佐南3区 827号線	安佐南区東原三丁目200番地11地先 安佐南区東原三丁目200番地11地先	平成26年 12月18日
市道	安佐南4区 801号線	安佐南区沼田大字伴字小野原9236番地3地先 安佐南区沼田大字伴字小野原9260番地14地先	平成26年 12月18日
市道	安佐北3区 965号線	安佐北区亀山三丁目1292番地8地先 安佐北区亀山三丁目1296番地1地先	平成26年 12月18日

広島市告示第625号

平成26年12月19日

公共下水道の供用を次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 供用を開始する年月日
平成26年12月20日
- 2 下水を排除する区域及び排水施設の方式
別紙のとおり。
- 3 供用を開始する排水施設の位置
下水道局施設部計画調整課において縦覧に供する関係図面のとおり。

(別紙)

区分	下水を排除する区域		排水施設 の方式
	区名	町名	
汚水及び雨水を排除	佐伯区	八幡二丁目及び五日市中央五丁目の各一部	分流式
汚水を排除	南区	東霞町の一部	
	安佐南区	沼田町大字伴の一部	
	安佐北区	深川三丁目、可部町大字南原、可部東一丁目、可部南四丁目、亀山一丁目及び亀山五丁目の各一部	
	安芸区	中野三丁目の一部	
	佐伯区	利松二丁目及び八幡東四丁目の各一部	
雨水を排除	佐伯区	利松一丁目の一部	

広島市告示第626号

平成26年12月19日

公共下水道及び流域下水道の終末処理場による下水の処理を、次のとおり開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条第2項において準用する同条第1項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 下水の処理を開始する年月日
平成26年12月20日
- 下水を処理する区域並びに終末処理場の位置及び名称
別紙のとおり。

(別紙)

下水を処理する区域		終末処理場の 位置及び名称
区名	町名	
安佐南区	沼田町大字伴の一部	位置：広島市西区扇一丁目1番1号 名称：広島市西部水資源再生センター
安佐北区	深川三丁目、可部町大字南原、可部東一丁目、可部南四丁目、亀山一丁目及び亀山五丁目の各一部	
佐伯区	利松二丁目、八幡東四丁目、八幡二丁目及び五日市中央五丁目の各一部	
南区	東霞町の一部	位置：広島市南区向洋沖町1番1号 名称：太田川流域下水道東部浄化センター
安芸区	中野三丁目の一部	

広島市告示第627号

平成26年12月19日

農業集落排水処理施設の供用を次のとおり開始するので、広島市下水道条例(昭和47年広島市条例第96号)第33条第2項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 供用を開始する年月日
平成26年12月20日
- 汚水を排除し、及び処理する区域並びに排水処理施設の名称

汚水を排除し、及び処理する区域	排水処理施設の名称
安佐北区白木町大字三田の一部	下三田農業集落排水処理施設

広島市告示第628号

平成26年12月19日

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、次に掲げる指定医療機関から休止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

名称	所在地	休止年月日
えぐさ内科クリニック	広島市南区向洋本町10-24	平成27年1月1日

広島市告示第629号

平成26年12月19日

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、次に掲げる指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

名称	所在地	廃止年月日
香川歯科	広島市中区八丁堀16-11 日本生命広島第2ビル7階	平成26年11月1日
あいおい薬局	広島市中区大手町一丁目1-20 相生橋ビル4階	平成26年10月31日
中崎医院	広島市南区宇品海岸二丁目10-19	平成26年11月30日
わたなべ耳鼻咽喉科・アレルギー科	広島市安佐南区東原一丁目1-2-403	平成26年10月31日
訪問看護ステーション野ばら	広島市安佐南区緑井二丁目12-25	平成15年9月30日
やない心療内科クリニック	広島市佐伯区楽々園二丁目2-2	平成26年10月31日
岩本内科循環器科	広島市佐伯区五日市駅前三丁目4-17	平成26年11月4日

豊見薬局	広島市佐伯区旭園2-20	平成26年11月2日
------	--------------	------------

広島市告示第630号
平成26年12月19日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

名称	所在地	指定年月日 ／ 指定有効期限
香川歯科	広島市中区八丁堀14-7 八丁堀宮田ビル6F	平成26年11月1日 平成32年10月31日
あいおい薬局	広島市中区大手町一丁目1-20 相生橋ビル4F	平成26年11月1日 平成32年10月31日
コスモス薬局 吉島店	広島市中区吉島新町一丁目4-1 1階	平成26年12月15日 平成32年12月14日
わたなべ耳鼻咽喉科・アレルギー科	広島市安佐南区東原一丁目1-2 シーブリーズ東原七番館403号室	平成26年11月1日 平成32年10月31日
ワイズデンタルクリニック	広島市安佐南区緑井二丁目28-28	平成26年12月1日 平成32年11月30日
訪問看護ステーションふじ 川内	広島市安佐南区川内一丁目15-1	平成26年11月1日 平成32年10月31日
やない心療内科クリニック	広島市佐伯区楽々園二丁目2-2	平成26年11月1日 平成32年10月31日
岩本内科循環器内科	広島市佐伯区五日市駅前三丁目4-15-2	平成26年11月4日 平成32年11月3日
豊見薬局	広島市佐伯区旭園2-22	平成26年11月2日 平成32年11月1日

広島市告示第631号
平成26年12月19日

字の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、安佐南区沼田町大字阿戸について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第179条の規定により効力が生ずる日から、次の表の左欄に掲げる区域を同表の右欄に掲げる字の区域に変更するものとする。

左欄		右欄
字	地番	字
引地郷	3487の1, 3488から3491まで及びこれらの区域に隣接する道路である市有地の全部	津登ヶ原
田鶴ノ木原	190から192までの各一部, 194の一部	大原

広島市長 松井一實

広島市告示第632号
平成26年12月19日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、経済観光局競輪事務局出納員の事務の一部を次のとおり委任するので告示します。

広島市長 松井一實

- 委任を受ける分任出納員
別紙のとおり。
- 委任する事務
 - 広島市競輪特別会計規則第2条第2項に規定する収納金の収納
 - 広島市競輪特別会計規則第4条の規定による支払（競輪場外で行うものに限る。）
- 委任年月日
平成27年2月27日
- 委任期間
平成27年2月27日から同年3月28日まで
(別紙)

設置場所	取扱場所	氏名	委任期間
競輪事務局	ラ・ビスタ新橋	齊藤 憲悟	H27. 2. 27～ H27. 3. 28
競輪事務局	名古屋競輪場	藤田 吉克	
競輪事務局	サテライト大阪	根末 慶悟	

広島市告示第633号
平成26年12月22日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条第1項の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、介護扶助のための介護を担当する機関として、次に掲げる介護機関を指定したので、生活保護法第55条の2第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

名称	所在地	指定年月日
訪問介護ステーション光明	広島市東区牛田本町四丁目2-3	平成26年11月1日
24時間訪問介護看護ステーション光明	広島市東区牛田本町四丁目2-3	平成26年11月1日
そうごう薬局尾長東店	広島市東区尾長東二丁目7-29	平成26年10月1日
ヘルパーステーションひのき	広島市西区三篠北町18-4-201	平成26年5月1日
つなぐデイサービス己斐	広島市西区己斐中一丁目10-10-12	平成26年6月1日
居宅介護支援事業所つなぐ	広島市西区楠木町一丁目13-6	平成26年6月1日

訪問介護事業所りらくす安佐南	広島市安佐南区祇園三丁目25-23-20	平成26年7月1日
デイサービスセンターやまぼうし	広島市西区三篠北町18-4-201	平成26年5月1日
訪問看護ステーション瀬野川	広島市安芸区中野七丁目22-6	平成26年4月1日
複合型サービスふるさと	広島市安芸区中野七丁目22-6	平成26年4月1日

広島市告示第634号

平成26年12月22日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定により、次に掲げる指定介護機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

廃止年月日	事業所の名称	所在地	事業者（法人）の名称
平成26年10月31日	訪問介護ステーション光明	広島市東区牛田早稲田二丁目4-15	社会福祉法人広島光明学園
平成26年10月31日	24時間訪問介護看護ステーション光明	広島市東区牛田早稲田二丁目4-15	社会福祉法人広島光明学園
平成26年4月30日	ヘルパーステーションひのき	広島市西区三篠町二丁目15-2	株式会社サイプレス
平成26年6月30日	訪問介護事業所りらくす安佐南	広島市安佐南区相田二丁目10-5-101	訪問介護事業所りらくす安佐南
平成26年4月30日	デイサービスセンターやまぼうし	広島市安佐北区落合南一丁目28-14	株式会社サイプレス
平成26年3月31日	訪問看護ステーション瀬野川	広島市安芸区中野東六丁目3-36	医療法人社団長寿会

広島市告示第635号

平成26年12月22日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次に掲げる指定介護機関から事業所等の変更の届出があったので、生活保護法第55条の2第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

事業所の名称	事業所の所在地	事業者（法人）の名称	変更年月日
--------	---------	------------	-------

旧	レッツ倶楽部広島千田	広島市中区千田町一丁目5-1	リハコンテンツ株式会社	平成26年11月1日
新	リハプライド広島千田	7		

広島市告示第636号

平成26年12月22日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、広島市市営住宅及び広島市市営住宅等附設駐車場の指定管理者を次のとおり指定したので、広島市市営住宅等条例（平成9年広島市条例第35号）第6条第3項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

- 指定に係る公の施設
吉島住宅及び吉島住宅附設駐車場
- 指定の相手方
広島市中区大手町五丁目3番12号
株式会社第一ビルサービス
- 指定の期間
平成27年1月1日から平成28年3月31日まで

広島市告示第637号

平成26年12月24日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、広島市市営駐車場（路上駐車場等）の指定管理者を次のとおり指定したので、広島市市営駐車場条例（昭和45年広島市条例第13号）第13条第3項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

- 指定に係る公の施設
別紙に掲げる駐車場
- 指定の相手方
横浜市港北区菊名七丁目3番22号
アマノマネジメントサービス株式会社
- 指定の期間
平成27年4月1日から平成32年3月31日まで
(別紙)

施設名	所在地
広島市市営大手町第一駐車場	広島市中区大手町三丁目
広島市市営小町第二駐車場	広島市中区小町
広島市市営富士見町第四駐車場	広島市中区富士見町
広島市市営富士見町第五駐車場	広島市中区富士見町
広島市市営富士見町第六駐車場	広島市中区富士見町
広島市市営鶴見町第一駐車場	広島市中区鶴見町
広島市市営鶴見町第二駐車場	広島市中区鶴見町
広島市市営中島町第一駐車場	広島市中区中島町
広島市市営中島町第二駐車場	広島市中区中島町

広島市市営河原町第一駐車場	広島市中区河原町
広島市市営河原町第二駐車場	広島市中区河原町
広島市市営舟入町第一駐車場	広島市中区舟入町
広島市市営舟入町第二駐車場	広島市中区舟入町
広島市市営猿猴橋町駐車場	広島市南区猿猴橋町
広島市市営の場町駐車場	広島市南区的場町一丁目
広島市市営福島町駐車場	広島市西区福島町二丁目
広島市市営東観音町第一駐車場	広島市西区東観音町
広島市市営東観音町第二駐車場	広島市西区東観音町
広島市市営西観音町駐車場	広島市西区西観音町
広島市市営鷹野橋駐車場	広島市中区大手町五丁目
広島市市営上大須賀町駐車場	広島市東区上大須賀町

広島市告示第638号

平成26年12月24日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、広島市市営駐車場（基町駐車場）の指定管理者を次のとおり指定したので、広島市市営駐車場条例（昭和45年広島市条例第13号）第13条第3項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

- 指定に係る公の施設
広島市市営基町駐車場
- 指定の相手方
広島市中区国泰寺町一丁目4番15号
一般財団法人広島市都市整備公社
- 指定の期間
平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

広島市告示第639号

平成26年12月24日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、広島市市営駐車場（西広島駅南駐車場）の指定管理者を次のとおり指定したので、広島市市営駐車場条例（昭和45年広島市条例第13号）第13条第3項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

- 指定に係る公の施設
広島市市営西広島駅南駐車場
- 指定の相手方
横浜市港北区菊名七丁目3番22号
アマノマネジメントサービス株式会社
- 指定の期間
平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

広島市告示第640号

平成26年12月24日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項

の規定に基づき、広島市市営駐車場（中央駐車場）の指定管理者を次のとおり指定したので、広島市道路附属物駐車場条例（平成6年広島市条例第25号）第9条第3項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

- 指定に係る公の施設
広島市中央駐車場
- 指定の相手方
横浜市港北区菊名七丁目3番22号
アマノマネジメントサービス株式会社
- 指定の期間
平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

広島市告示第641号

平成26年12月24日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、広島市市営駐車場（西新天地駐車場）の指定管理者を次のとおり指定したので、広島市道路附属物駐車場条例（平成6年広島市条例第25号）第9条第3項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

- 指定に係る公の施設
広島市西新天地駐車場
- 指定の相手方
東京都港区西新橋二丁目8番1号
一般社団法人日本駐車場工学会
- 指定の期間
平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

広島市告示第642号

平成26年12月24日

広島市市営駐車場条例（昭和45年広島市条例第13号）第6条の規定に基づき、路上駐車場の休止を次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

- 休止する駐車場、区間数及び期間

駐車場名	区画数	休止する日時
広島市市営東観音町第二駐車場	8台	平成27年1月5日（月）、6日（火）、7日（水）及び8日（木）の午前8時から午後6時まで

- 休止する理由
駐車場前面道路の反対側の隣接地におけるマンション新築工事に伴い、駐車場前面道路を工事で使用し、駐車場としての利用ができなくなるため。

広島市告示第643号

平成26年12月25日

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第115条の5第2項の規定により、次に掲げる者から指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条第2号及び第115条の10第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

事業者 名称	事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
グリーンフィールド株式会社	グリーンリース	広島市西区井口明神一丁目5番10号2F	平成26年12月31日	訪問介護及び介護予防訪問介護
医療法人誠正会	デイサービスこじま	広島市安佐南区山本二丁目3番35号	平成26年12月31日	通所介護及び介護予防通所介護
株式会社アキュアス	もみのきデイサービスセンター	広島市西区庚午南一丁目3番19号小松ビル1F	平成26年12月31日	通所介護及び介護予防通所介護
株式会社ジャパンハウジング	弁慶ひろしま	広島市西区中広町一丁目7番6-101号	平成26年12月31日	特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売

広島市告示第644号

平成26年12月25日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

施術者	施術所		業務の種類	指定年月日
	名称	所在地 (出張專業の場合は施術者の住所)		
西田誠吾	あすわ鍼灸整骨院	広島市中区舟入本町4-7-1ロソン1F	柔道整復	平成26年10月13日
山本哲也、丸山恵美	あすわ鍼灸整骨院	広島市中区舟入本町4-7-1ロソン1F	あん摩・マッサージ	平成26年10月13日
西田誠吾、山本哲也、丸山恵美	あすわ鍼灸整骨院	広島市中区舟入本町4-7-1ロソン1F	はり・きゅう	平成26年10月13日
竹内健祐	ほねつぎ祇園接骨院	広島市安佐南区祇園一丁目14-10	柔道整復	平成26年10月26日

野上和義、竹内健祐	祇園はりきゅう院	広島市安佐南区祇園一丁目14-10	はり・きゅう	平成26年10月26日
-----------	----------	-------------------	--------	-------------

広島市告示第645号

平成26年12月25日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、広島市中小企業会館の指定管理者を次のとおり指定したので、広島市中小企業会館条例（昭和54年広島市条例第45号）第12条第3項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

- 1 指定に係る公の施設
広島市中小企業会館
- 2 指定の相手方
広島市南区松川町5番9号
株式会社オオケン
- 3 指定の期間
平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

広島市告示第646号

平成26年12月25日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、広島市市民農園の指定管理者を次のとおり指定したので、広島市市民農園条例（平成10年広島市条例第100号）第16条第3項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

- 1 指定に係る公の施設
広島市見張市民農園、広島市三田市民農園及び広島市三国民農園
- 2 指定の相手方
広島市安佐北区深川八丁目30番12号
公益財団法人広島市農林水産振興センター
- 3 指定の期間
平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

広島市告示第647号

平成26年12月25日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、竜王公園の指定管理者を次のとおり指定したので、広島市公園条例（昭和39年広島市条例第18号）第16条の4第3項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

- 1 指定に係る公の施設
竜王公園
- 2 指定の相手方

広島市中区大手町五丁目3番12号
株式会社第一ビルサービス

- 3 指定の期間
平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

~~~~~  
**広島市告示第648号**

平成26年12月25日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、草津公園の指定管理者を次のとおり指定したので、広島市公園条例（昭和39年広島市条例第18号）第16条の4第3項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

- 1 指定に係る公の施設  
草津公園
- 2 指定の相手方  
大阪市中央区森ノ宮中央一丁目7番12号  
テルウェル西日本株式会社

- 3 指定の期間  
平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

~~~~~  
広島市告示第649号

平成26年12月25日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、西部埋立第五公園の指定管理者を次のとおり指定したので、広島市公園条例（昭和39年広島市条例第18号）第16条の4第3項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

- 1 指定に係る公の施設
西部埋立第五公園
- 2 指定の相手方
広島市南区松川町5番9号
株式会社オオケン

- 3 指定の期間
平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

~~~~~  
**広島市告示第650号**

平成26年12月25日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、寺迫公園の指定管理者を次のとおり指定したので、広島市公園条例（昭和39年広島市条例第18号）第16条の4第3項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

- 1 指定に係る公の施設  
寺迫公園
- 2 指定の相手方  
広島市中区基町5番44号

三栄パブリックサービス株式会社

- 3 指定の期間  
平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

~~~~~  
広島市告示第651号

平成26年12月25日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、可部運動公園の指定管理者を次のとおり指定したので、広島市公園条例（昭和39年広島市条例第18号）第16条の4第3項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

- 1 指定に係る公の施設
可部運動公園
- 2 指定の相手方
広島市南区松川町5番9号
株式会社オオケン

- 3 指定の期間
平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

~~~~~  
**広島市告示第652号**

平成26年12月25日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、瀬野川公園の指定管理者を次のとおり指定したので、広島市公園条例（昭和39年広島市条例第18号）第16条の4第3項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

- 1 指定に係る公の施設  
瀬野川公園
- 2 指定の相手方  
広島市中区大手町五丁目3番12号  
株式会社第一ビルサービス

- 3 指定の期間  
平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

~~~~~  
広島市告示第653号

平成26年12月25日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、佐伯運動公園の指定管理者を次のとおり指定したので、広島市公園条例（昭和39年広島市条例第18号）第16条の4第3項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

- 1 指定に係る公の施設
佐伯運動公園
- 2 指定の相手方
広島市中区基町5番44号
三栄パブリックサービス株式会社

3 指定の期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

広島市告示第654号

平成26年12月25日

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、広島市沼田町伴土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

1 組合の名称

広島市沼田町伴土地区画整理組合

2 設立認可年月日

平成9年4月21日

3 事務所の所在地

広島市中区大手町四丁目6番16号

4 事業施行期間

平成9年4月21日から平成32年3月31日まで

5 施行地区

広島市安佐南区沼田町大字伴字芦谷、字莊原、字猿峠、字兼森、字池野尾、字中山、字中ノ谷の各一部及び広島市安佐南区伴西一丁目、伴西二丁目の各一部、伴西三丁目の全部

6 変更認可年月日

平成26年12月25日

広島市告示第655号

平成26年12月25日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条又は第11条の規定に基づき保管している自転車等について、所有権を取得したので告示します。

なお、関係台帳は、広島市道路交通局自転車都市づくり推進課において閲覧に供します。

広島市長 松井一實

広島市告示第656号

平成26年12月26日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 広島東映プラザ
(2) 所在地 広島市中区八丁堀16番6外

2 大規模小売店舗を設置する者

東映株式会社

代表取締役 多田 憲之

東京都中央区銀座三丁目2番17号

3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

Table with 3 columns: 名称, 代表者, 住所. Row 1: 東映株式会社, 代表取締役 岡田 剛, 東京都中央区銀座三丁目2番17号

(変更後)

Table with 3 columns: 名称, 代表者, 住所. Row 1: 東映株式会社, 代表取締役 多田 憲之, 東京都中央区銀座三丁目2番17号

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

Table with 3 columns: 小売業者 (名称, 代表者), 住所. Row 1: 株式会社東急ハンズ, 代表取締役 榑 真二, 東京都渋谷区道玄坂一丁目10番7号

(変更後)

Table with 3 columns: 小売業者 (名称, 代表者), 住所. Row 1: 株式会社東急ハンズ, 代表取締役 榑 真二, 東京都新宿区新宿六丁目27番30号

4 変更年月日

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
平成26年4月1日

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
平成26年7月22日

5 届出年月日

平成26年12月19日

6 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課

- (2) 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号
広島市中区役所市民部区政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

- (1) 縦覧期間
平成26年12月26日から平成27年4月27日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び平成26年12月29日から平成27年1月3日までを除く。

- (2) 縦覧のできる時間帯
午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 平成27年4月27日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

広島市告示第657号

平成26年12月26日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、広島国際会議場の指定管理者を次のとおり指定したので、広島国際会議場条例（平成元年広島市条例第12号）第13条第3項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

1 指定に係る公の施設

広島国際会議場

2 指定の相手方

広島市中区中島町1番2号

公益財団法人広島平和文化センター

3 指定の期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

広島市告示第658号

平成26年12月26日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、広島市まちづくり市民交流プラザの指定管理者を次のとおり指定したので、広島市まちづくり市民交流プラザ条例（平成14年広島市条例第10号）第14条第3項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

1 指定に係る公の施設

広島市まちづくり市民交流プラザ

2 指定の相手方

広島市中区加古町4番17号

公益財団法人広島市文化財団

3 指定の期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

広島市告示第659号

平成26年12月26日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、広島市文化創造センター及び広島市中区民文化

センターの指定管理者を次のとおり指定したので、広島市文化創造センター条例（平成2年広島市条例第40号）第14条第3項及び広島市区民文化センター条例（昭和58年広島市条例第5号）第13条第3項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

1 指定に係る公の施設

広島市文化創造センター及び広島市中区民文化センター

2 指定の相手方

広島市中区加古町4番17号

公益財団法人広島市文化財団

3 指定の期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

広島市告示第660号

平成26年12月26日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、広島市東区民文化センターの指定管理者を次のとおり指定したので、広島市区民文化センター条例（昭和58年広島市条例第5号）第13条第3項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

1 指定に係る公の施設

広島市東区民文化センター

2 指定の相手方

広島市中区加古町4番17号

公益財団法人広島市文化財団

3 指定の期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

広島市告示第661号

平成26年12月26日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、広島市南区民文化センターの指定管理者を次のとおり指定したので、広島市区民文化センター条例（昭和58年広島市条例第5号）第13条第3項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

1 指定に係る公の施設

広島市南区民文化センター

2 指定の相手方

広島市中区加古町4番17号

公益財団法人広島市文化財団

3 指定の期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

広島市告示第662号

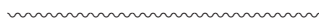
平成26年12月26日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項

の規定に基づき、広島市西区民文化センターの指定管理者を次のとおり指定したので、広島市区民文化センター条例（昭和58年広島市条例第5号）第13条第3項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

- 1 指定に係る公の施設
広島市西区民文化センター
- 2 指定の相手方
広島市中区加古町4番17号
公益財団法人広島市文化財団
- 3 指定の期間
平成27年4月1日から平成32年3月31日まで



広島市告示第663号

平成26年12月26日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、広島市安佐南区民文化センターの指定管理者を次のとおり指定したので、広島市区民文化センター条例（昭和58年広島市条例第5号）第13条第3項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

- 1 指定に係る公の施設
広島市安佐南区民文化センター
- 2 指定の相手方
広島市中区加古町4番17号
公益財団法人広島市文化財団
- 3 指定の期間
平成27年4月1日から平成32年3月31日まで



広島市告示第664号

平成26年12月26日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、広島市安佐北区民文化センターの指定管理者を次のとおり指定したので、広島市区民文化センター条例（昭和58年広島市条例第5号）第13条第3項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

- 1 指定に係る公の施設
広島市安佐北区民文化センター
- 2 指定の相手方
広島市西区商工センター二丁目3番1号
株式会社イズミテクノ
- 3 指定の期間
平成27年4月1日から平成32年3月31日まで



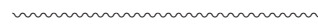
広島市告示第665号

平成26年12月26日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、広島市安芸区民文化センターの指定管理者を次のとおり指定したので、広島市区民文化センター条例（昭和58年広島市条例第5号）第13条第3項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

- 1 指定に係る公の施設
広島市安芸区民文化センター
- 2 指定の相手方
広島市中区加古町4番17号
公益財団法人広島市文化財団
- 3 指定の期間
平成27年4月1日から平成32年3月31日まで



広島市告示第666号

平成26年12月26日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、広島市佐伯区民文化センターの指定管理者を次のとおり指定したので、広島市区民文化センター条例（昭和58年広島市条例第5号）第13条第3項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

- 1 指定に係る公の施設
広島市佐伯区民文化センター
- 2 指定の相手方
広島市中区加古町4番17号
公益財団法人広島市文化財団
- 3 指定の期間
平成27年4月1日から平成32年3月31日まで



広島市告示第667号

平成26年12月26日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、広島市文化交流会館指定管理者を次のとおり指定したので、広島市文化交流会館条例（平成21年広島市条例第58号）第14条第3項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

- 1 指定に係る公の施設
広島市文化交流会館
- 2 指定の相手方
東京都渋谷区代々木二丁目18番3号
広島アートウインド運営企業体
- 3 指定の期間
平成27年4月1日から平成32年3月31日まで



広島市告示第668号

平成26年12月26日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項

の規定に基づき、広島市中区スポーツセンター、広島市中央庭球場、広島市中央バレーボール場及び広島市吉島体育館の指定管理者を次のとおり指定したので、広島市スポーツセンター条例（昭和55年広島市条例第42号）第16条第3項、広島市運動場条例（昭和26年広島市条例第7号）第13条第3項及び広島市体育館条例（昭和48年広島市条例第40号）第14条第3項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

- 1 指定に係る公の施設
広島市中区スポーツセンター、広島市中央庭球場、広島市中央バレーボール場及び広島市吉島体育館
- 2 指定の相手方
広島市中区国泰寺町一丁目4番15号
公益財団法人広島市スポーツ協会
- 3 指定の期間
平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

広島市告示第669号

平成26年12月26日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、広島市総合屋内プール、広島市東区スポーツセンター、広島市戸坂庭球場及び広島市戸坂運動広場の指定管理者を次のとおり指定したので、広島市総合屋内プール条例（平成30年6月21日広島市条例第43号）第15条第3項、広島市スポーツセンター条例（昭和55年広島市条例第42号）第16条第3項及び広島市運動場条例（昭和26年広島市条例第7号）第13条第3項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

- 1 指定に係る公の施設
広島市総合屋内プール、広島市東区スポーツセンター、広島市戸坂庭球場及び広島市戸坂運動広場
- 2 指定の相手方
広島市中区国泰寺町一丁目4番15号
公益財団法人広島市スポーツ協会
- 3 指定の期間
平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

広島市告示第670号

平成26年12月26日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、広島市南区スポーツセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、広島市スポーツセンター条例（昭和55年広島市条例第42号）第16条第3項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

- 1 指定に係る公の施設

広島市南区スポーツセンター

- 2 指定の相手方
広島市中区国泰寺町一丁目4番15号
公益財団法人広島市スポーツ協会
- 3 指定の期間
平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

広島市告示第671号

平成26年12月26日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、広島市西区スポーツセンター、広島市南観音庭球場及び広島市南観音運動広場の指定管理者を次のとおり指定したので、広島市スポーツセンター条例（昭和55年広島市条例第42号）第16条第3項及び広島市運動場条例（昭和26年広島市条例第7号）第13条第3項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

- 1 指定に係る公の施設
広島市西区スポーツセンター、広島市南観音庭球場及び広島市南観音運動広場
- 2 指定の相手方
広島市中区国泰寺町一丁目4番15号
公益財団法人広島市スポーツ協会
- 3 指定の期間
平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

広島市告示第672号

平成26年12月26日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、広島市安佐南区スポーツセンター、広島市沼田庭球場、広島市祇園運動広場及び広島市沼田運動広場の指定管理者を次のとおり指定したので、広島市スポーツセンター条例（昭和55年広島市条例第42号）第16条第3項及び広島市運動場条例（昭和26年広島市条例第7号）第13条第3項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

- 1 指定に係る公の施設
広島市安佐南区スポーツセンター、広島市沼田庭球場、広島市祇園運動広場及び広島市沼田運動広場
- 2 指定の相手方
広島市中区国泰寺町一丁目4番15号
公益財団法人広島市スポーツ協会
- 3 指定の期間
平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

広島市告示第673号

平成26年12月26日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項

の規定に基づき、広島市安佐北区スポーツセンター及び広島市高陽体育館の指定管理者を次のとおり指定したので、広島市スポーツセンター条例（昭和55年広島市条例第42号）第16条第3項及び広島市体育館条例（昭和48年広島市条例第40号）第14条第3項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

- 1 指定に係る公の施設
広島市安佐北区スポーツセンター及び広島市高陽体育館
- 2 指定の相手方
広島市中区国泰寺町一丁目4番15号
公益財団法人広島市スポーツ協会
- 3 指定の期間
平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

広島市告示第674号

平成26年12月26日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、広島市安芸区スポーツセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、広島市スポーツセンター条例（昭和55年広島市条例第42号）第16条第3項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

- 1 指定に係る公の施設
広島市安芸区スポーツセンター
- 2 指定の相手方
広島市中区国泰寺町一丁目4番15号
公益財団法人広島市スポーツ協会
- 3 指定の期間
平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

広島市告示第675号

平成26年12月26日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、広島市佐伯区スポーツセンター、広島市湯来庭球場、広島市湯来南庭球場、広島市上河内庭球場、広島市下河内庭球場、広島市新宮苑庭球場、広島市湯来運動広場、広島市湯来南運動広場、広島市上河内運動広場、広島市下河内運動広場及び広島市河内体育館の指定管理者を次のとおり指定したので、広島市スポーツセンター条例（昭和55年広島市条例第42号）第16条第3項、広島市運動場条例（昭和26年広島市条例第7号）第13条第3項及び広島市体育館条例（昭和48年広島市条例第40号）第14条第3項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

- 1 指定に係る公の施設
広島市佐伯区スポーツセンター、広島市湯来庭球場、広島市湯来南庭球場、広島市上河内庭球場、広島市下河内庭球場、広

島市新宮苑庭球場、広島市湯来運動広場、広島市湯来南運動広場、広島市上河内運動広場、広島市下河内運動広場及び広島市河内体育館

- 2 指定の相手方
広島市中区国泰寺町一丁目4番15号
公益財団法人広島市スポーツ協会
- 3 指定の期間
平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

広島市告示第676号

平成26年12月26日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、広島市クアハウス湯の山の指定管理者を次のとおり指定したので、広島市クアハウス湯の山条例（平成17年広島市条例第50号）第7条第3項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

- 1 指定に係る公の施設
広島市クアハウス湯の山
- 2 指定の相手方
広島市中区国泰寺町一丁目4番15号
公益財団法人広島市スポーツ協会
- 3 指定の期間
平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

広島市告示第677号

平成26年12月26日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、広島市映像文化ライブラリーの指定管理者を次のとおり指定したので、広島市映像文化ライブラリー条例（昭和57年広島市条例第35号）第7条第3項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

- 1 指定に係る公の施設
広島市映像文化ライブラリー
- 2 指定の相手方
広島市中区加古町4番17号
公益財団法人広島市文化財団
- 3 指定の期間
平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

広島市告示第678号

平成26年12月26日

広島市市営住宅等条例施行規則（平成9年広島市規則第98号）第34条において準用する同規則第11条の規定に基づき、市営店舗の使用料を次のとおり変更します。

広島市長 松井一實

- 1 市営店舗名（所在地）
宇品西店舗1号（広島市南区宇品西六丁目）
- 2 変更後使用料
60,910円
- 3 変更日
平成27年1月1日



広島市告示第679号

平成26年12月26日

広島市市営住宅等条例施行規則（平成9年広島市規則第98号）第37条において準用する同規則第11条の規定に基づき、市営住宅等附設駐車場の使用料を別紙のとおり定めます。

広島市長 松井一實

（別紙）

- 1. 吉島住宅附設駐車場（平成27年1月1日供用開始）

所在地	構造	建設年度	区画番号	月額使用料 (円)
中区吉島新町一丁目	アスファルト舗装	平成26年度	A1号～A26号 C1号～C33号	8,640



広島市告示第680号

平成26年12月26日

広島市市営住宅等条例施行規則（平成9年広島市規則第98号）第11条の規定に基づき、吉島住宅の平成27年1月から同年3月までの家賃を別紙のとおり定めます。

広島市長 松井一實



(別紙)

市営住宅の家賃

住宅名	所在地	種別	構造	建設年度	戸数	住戸番号	利便性係数	近傍同種家賃	家賃月額収									
									0 123,000	123,001 153,000	153,001 178,000	178,001 200,000	200,001 238,000	238,001 268,000	268,001 322,000	322,001 }		
吉高住宅 【A棟】	中区吉島新 町一丁目	公営	高層耐火	平成25 年度	19	101, 202, 203, 204 302, 303, 304, 402 403, 404, 502, 503 504, 602, 206, 207 206, 207, 206, 207 (1DK-①)	0.9371	42,200	円	円	円	円	円	円	円			
						19,200			22,100	25,300	28,600	32,700	37,700	42,200	42,200			
					6	201, 301, 401, 501 601, 701 (1DK-②)	0.9371	42,000	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
						19,200			22,100	25,300	28,600	32,700	37,700	42,000	42,000			
					5	102, 205, 305, 405 505 (2DK(小)-①)	0.9371	53,700	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
						24,400			28,200	32,200	36,300	41,500	47,900	53,700	53,700			
16	103, 104, 206, 207 306, 307, 406, 407 506, 507, 605, 606 607, 705, 706, 707 (2DK(小)-②)	0.9371	53,700	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円					
	24,400			28,200	32,200	36,300	41,500	47,900	53,700	53,700								
7	105, 208, 308, 408 508, 608, 708 (2DK(大)-①)	0.9371	65,800	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円					
	29,900			34,600	39,500	44,600	51,000	58,800	65,800	65,800								
7	106, 209, 309, 409 509, 609, 709 (2DK(大)-②)	0.9371	65,600	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円					
	29,900			34,600	39,500	44,600	51,000	58,800	65,600	65,600								

住宅名	所在地	種別	構造	建 設 年 度	戸 数	住 戸 番 号	利便性係数	近傍同種 家賃	家 賃 質 月 額							
									政 令 月 収				月 収			
									0 123,000	123,001 153,000	153,001 178,000	178,001 200,000	200,001 238,000	238,001 268,000	268,001 322,000	322,001 }
吉島住宅 【C棟】	中区吉島新 町一丁目	公営	高層耐火	平成25 年度	戸	号 104, 105, 106, 107 204, 205, 206, 207 304, 305, 306, 307 404, 405, 406, 407 504, 505, 506, 507 604, 605, 606, 607 704, 705, 706, 707 (2DK(小)①)	0.9371	円	24,800	28,700	32,800	37,000	42,300	48,800	51,100	51,100
									30,500	35,200	40,300	45,400	51,900	59,900	62,600	62,600
									30,500	35,200	40,300	45,400	51,900	59,900	62,400	62,400
									36,400	42,000	48,000	54,100	61,900	71,400	75,200	75,200
									36,400	42,000	48,000	54,100	61,900	71,400	75,400	75,400
									36,400	42,000	48,000	54,100	61,900	71,400	75,200	75,200
									36,400	42,000	48,000	54,100	61,900	71,400	75,400	75,400
									36,400	42,000	48,000	54,100	61,900	71,400	75,400	75,400

広島市告示第681号

平成26年12月26日

広島市市営住宅等条例（平成9年広島市条例第35号）第14条の規定に基づき、市営住宅の家賃を次のとおり変更します。

広島市長 松井 一 實

- 1 変更内容（対象住宅、変更後の家賃）
別紙のとおり。
- 2 変更期間
平成27年1月1日から平成27年3月31日まで
- 3 変更理由
浴槽・風呂釜設置

~~~~~

(別紙)

【変更後の家賃額】

| 住 宅 種 別 | 住 宅 名     | 号室  | 構造 | 建設年度  | 利便性係数  | 近傍同種家賃<br>(家賃年度額) | 本 来 家 賃 ( 月 額 ) |         |         |         |         |         |         |         |        |  | 単位：円 |
|---------|-----------|-----|----|-------|--------|-------------------|-----------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|--|------|
|         |           |     |    |       |        |                   | 政 令 月 取         |         |         |         |         |         |         |         |        |  |      |
|         |           |     |    |       |        |                   | 0               | 104,001 | 123,001 | 139,001 | 158,001 | 186,001 | 214,001 | 259,001 |        |  |      |
| 公営      | 観音新第二アパート | 13号 | 中耐 | 昭和41年 | 0.8760 | 18,600            | 104,000         | 123,000 | 139,000 | 158,000 | 186,000 | 214,000 | 259,000 | 18,600  | 18,600 |  |      |
|         |           |     |    |       |        | 11,200            | 13,000          | 14,800  | 16,700  | 18,600  | 18,600  | 18,600  | 18,600  | 18,600  | 18,600 |  |      |

※収入超過者の家賃：本来家賃に収入区分及び収入超過者となつてからの経過年数によって算出した金額を加算した額。(本来家賃+ (近傍同種家賃-本来家賃) × 割増率)

【割増率】

| 収 入 区 分           | 1 年 目 | 2 年 目 | 3 年 目 | 4 年 目 | 5 年 目 |
|-------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 158,001円～186,000円 | 1 / 5 | 2 / 5 | 3 / 5 | 4 / 5 | 1     |
| 186,001円～214,000円 | 1 / 4 | 2 / 4 | 3 / 4 | 1     | —     |
| 214,001円～259,000円 | 1 / 2 | 1     | —     | —     | —     |
| 259,001円～         | 1     | —     | —     | —     | —     |